
**内 水 面 漁 場 管 理
委 員 会 指 示**

高知県内水面漁場管理委員会指示第106号

県内の河川等の内水面及びこれらと接続して一体を成す水面（以下「内水面等」という。）におけるます類（あまご及びいわなを含む。以下同じ。）の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項本文の規定に基づき、令和7年9月22日に、次のとおり指示した。

令和7年10月1日

高知県内水面漁場管理委員会会長 吉村 正男

（採捕の制限）

- 1 県内の内水面等において、10月1日から翌年2月末日までの間、全長10センチメートルを超えるます類を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - （1） 高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第47条第1項の知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合
 - （2） 国の機関若しくは地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）がます類に係る調査、試験研究、教育実習若しくは種苗生産を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）又は高知県内水面漁場管理委員会が別に定める要領に基づき承認を受けた者が採捕する場合
 - （3） 第五種共同漁業権行使規則（以下「行使規則」という。）又は同遊漁規則（以下「遊漁規則」という。）に基づくキャッチ・アンド・リリース（採捕した魚を所持又は販売せず、採捕した場で速やかに再放流することをいう。）を前提とした採捕を行う場合
 - （4） 2月16日から同月末日までの期間又は10月1日から11月30日までの期間に、吉野川に係る河川中吾川郡いの町桑瀬の桑瀬川と中野川川との合流点から上流の中野川川（支流を含む。）又は吉野川に係る河川中吾川郡いの町寺川の吉野川と白猪谷との合流点から上流の白猪谷（支流を含む。）の区域で、行使規則又は遊漁規則に基づく採捕を行う場合
 - （5） 10月1日から翌年2月末日までの期間に、吉野川に係る河川中吾川郡いの町桑瀬の桑瀬川第一えん堤上流端から第二えん堤下流端までの区域で、行使規則又は遊漁規則に基づく採捕を行う場合
- （指示の有効期限）
- 2 この指示の有効期限は、令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。

高知県内水面漁場管理委員会指示

○内水面等におけるます類の採捕に係る指示